

# 園児を募集します

令和5年度に幼稚園、保育所等に入園・入所する園児を募集します。  
新たに入園・入所を希望する場合は、受付期間内に申し込みください。

町ホームページ▶



☎ 教育委員会事務局 (☎ 42-2111)

## ■町内の幼稚園・保育所等

園名	教・保	電話番号	対象年齢	定員
(公) 六原幼稚園	教育	43-2210	3歳児～	80人
(公) 三ヶ尻幼稚園	教育	42-4111	就学前	60人
(公) 認定こども園 南方幼稚園	教育 保育	44-3119	3歳児～ 就学前	70人 70人

園名	教・保	電話番号	対象年齢	定員
(私) かがやき保育園	保育	42-2555	満2カ月～	15人
(私) あおぞら保育園	保育	47-4842	～2歳児	12人
(私) よつば保育園	保育	48-9083	満6カ月～	12人
			～2歳児	

園名	教・保	電話番号	対象年齢	定員
(私) 金ヶ崎保育園	保育	42-2808	満2カ月～	130人
(私) たんぽぽ保育園	保育	41-0288	就学前	120人
(私) 認定こども園 たいよう保育園	教育 保育	42-5005	満3歳児～ 就学前 満2カ月～ 就学前	4人 106人

ゆうゆう保育園いわての利用について (トヨタ自動車東日本株式会社型保育施設)  
ゆうゆう保育園いわての利用を希望する場合や継続して利用する場合は、手続きが異なります。詳しくは下記に問い合わせください。☎ トヨタ自動車東日本(株) (☎ 022-765-6194)

## 新たに町立幼稚園を利用する場合

- 対象 平成29年4月2日～令和2年4月1日生まれの幼児
- 申込書配布日 11月1日(火)から、各幼稚園、教育委員会事務局で配布します。
- 受付期間 11月1日(火)～30日(水)午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は除く。
- 受付場所 各幼稚園
- 申し込みの流れ 右のとおり



町ホームページ

- 1 希望する園から「教育・保育給付認定申請書」と申込書類を受け取る。
- 2 園に「教育・保育給付認定申請書」と申込書類を提出する。
- 3 町から園を通じて「教育・保育給付認定証」が交付される(2月下旬予定)。
- 4 園から入園許可の通知が出される(2月下旬予定)。

## 新たに保育所・地域型保育事業を利用する場合

- 対象 平成29年4月2日～満2カ月以上の乳幼児
- 申込書配布 教育委員会事務局で11月1日(火)から配布
- 受付期間 11月1日(火)～30日(水)午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日は除く。
- 受付場所 教育委員会事務局
- 利用条件 保護者が、次のいずれかの「保育の必要な事由」に該当する場合
  - ▶就労▶妊娠、出産▶疾病、負傷、障がい
  - ▶同居または長期入院中の家族を看病・介護
  - ▶求職活動や就学など
- 申し込みの流れ 右のとおり



町ホームページ

- 1 教育委員会事務局から「教育・保育給付認定申請書」と「入所関係書類」を受け取る。
- 2 教育委員会事務局に「教育・保育給付認定申請書」と「入所関係書類」を提出する。
- 3 町から「教育・保育給付認定証」が交付される(2月下旬予定)。
- 4 町で審査後、保育施設の利用の可否が通知される(2月下旬予定)。

※受付期間内に手続きをした人を優先します。令和5年6月以降に入所を希望する人は、随時審査の上、入所希望月の前月に通知します。

## 新たに認定こども園を利用する場合

- 教育(1号認定)：上記「新たに町立幼稚園を利用する場合」と同じ手続きで申し込みください。
- 保育(2号認定)：上記「新たに保育所・地域型保育事業を利用する場合」と同じ手続きで申し込みください。

## 町道における雪対策の重点的な取り組み

### 1. 幹線道路の除雪強化

快適で安全・安心な暮らしにつなげるため、本年度は県や近隣市の除雪作業の基準や除雪体制の確認を行い、町の除雪作業の基準や除雪体制の見直しを行います。この見直しにより、幹線道路の除雪の強化に取り組みます。

### 2. 住宅密集地の除排雪の改善

住宅密集地では、降雪時、除雪機が雪を押す場所が少なく、道路脇に雪が堆積した状況になります。降雪が続いた場合、道路脇に堆積した雪で道路幅員が狭くなり、車両、歩行者、除雪車両の通行に支障をきたしていました。住宅が密集している路線は、早急に道路脇に残った雪を排雪することが必要ですので、住宅団地内の排雪を早急に行う体制を計画し、住宅密集地の除排雪を改善していきます。

### 3. 除雪オペレーターの確保

現段階において、除雪作業に必要な除雪業者、オペレーターは確保しつつあります。しかし、オペレーター不足の問題は、近い将来起こる可能性があります。オペレーターの研修の強化については、今後、検討していきます。

### 4. 除雪機械の更新計画

除雪機械の老朽化問題など、適切な除雪機械等の更新に取り組みます。また、町の除雪計画を変更し、千貫石と遠谷巾・二ツ森の両地区に、新たに除雪車両と除雪センターを整備します。千貫石地区は令和5年度、遠谷巾・二ツ森地区は令和7年度までに整備を完了する予定です。この整備により、千貫石、遠谷巾、二ツ森地区の除雪の充実が図られるだけでなく、今まで東側の地域から西側の地域へ移動させて除雪していた除雪機械を、東側の地域の除雪に使えるようになるので、町内全体の除雪の充実が図られます。

上記を重点的な取り組みとして町道除雪の改善を目指します。具体的な計画や基準などは、次号でお知らせします。

## 地域と連携した雪対策の検討について

大雪による生活への影響は、町道だけでなく自宅内や道路境の排雪等も困難な状況になっています。町は、町道の除雪の充実以外にも、地域と連携した除排雪の取り組みを進めるため、生活圏毎に自治会長説明会を開催するなど、地域との連携を模索しています。すでに高齢者等の自宅の除排雪を、自治会などがボランティアで行っている事例などもあります。さらにこのような取り組みを推進していきたいと考えています。今後も、どのような連携ができるか町としても検討しているところです。

## 問い合わせ先

- ▶町道における雪対策について 都市建設課 雪対策室 (内線 2273)
- ▶地域と連携した雪対策について 中央生涯教育センター (☎ 44-3123)

本年度、町は雪対策室を設置し、除雪の改善策を講じています。

# 本年度の雪対策をお知らせします